

# 基山町ソーシャルメディア運用方針

## 1. 目的

この方針は、基山町が行政情報等を発信するために開設するソーシャルメディアの運用にあたっての基本原則等について定めるものとする。

## 2. ソーシャルメディアの定義

インターネット上で提供されるサービスを利用して、双方向で情報のやりとりを行うことができる情報伝達媒体をいう。

## 3. 運用するソーシャルメディアの種類

- (1)Facebook (ページ)
- (2)Instagram
- (3)LINE 公式アカウント
- (4)TikTok

## 4. アカウント名および URL

### (1)Facebook

- ①アカウント名 基山町
- ②アカウント URL <https://www.facebook.com/kiyamacho/>

### (2)Instagram

- ①アカウント名 @kiyamatown\_official
- ②アカウント URL [https://www.instagram.com/kiyamatown\\_official/](https://www.instagram.com/kiyamatown_official/)

### (3)LINE 公式アカウント

- ①アカウント名 基山町
- ②アカウント URL <https://page.line.me/799ghcym>

### (4)TikTok

- ①アカウント名 @kiyama\_yaku
- ②アカウント URL [https://www.tiktok.com/@kiyama\\_yaku/](https://www.tiktok.com/@kiyama_yaku/)

## 5. 管理・運用体制

### (1)体制

- ・管理者　　：基山町 広報・情報担当課長
- ・運営責任者：基山町 広報・情報担当課長
- ・投稿者　　：基山町職員のうち、管理者または運営責任者が承認した者

## (2)発信日時

原則として、基山町役場の開庁日（土日祝日と年末年始を除く平日）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間に発信する。ただし、内容等によってはこの時間帯以外に行う場合もある。

## (3)発信手順

発信にあたっては、原則として事前に投稿内容について所属長の決裁を受けるものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- ・すでに一般に周知されている事項について、再度正しい情報をして発信する場合
- ・基山町が関わるイベントまたは競技会等の現況や結果などについて発信する場合
- ・法令等で定められている内容を発信する場合
- ・災害、防災、防犯等の緊急情報とみなされる情報の場合
- ・その他、町民にとって有益な情報であると判断される場合

## 6. 基本原則

- (1)職員としての自覚と責任を持った発言を行うこと。
- (2)地方公務員法をはじめとする関係法令および職員の服務に関する規定等を遵守すること。
- (3)個人情報の取り扱いには十分注意し、できるだけ人物が特定できないようにすること。
- (4)肖像権、プライバシー権、著作権等の権利を侵害しないよう、十分注意すること。
- (5)発信する情報は信頼性を確保し、正確に記述するとともに、誤解を与えない、簡潔な内容にするよう努めること。
- (6)発信した情報により、意図せず他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合には、誠実な対応に努めること。

## 7. コメント・チャット等への対応

- (1)原則として、返信や回答が必要な質問・意見は、基山町の公式ホームページ上で受け付けるものとする。

基山町公式ホームページ <https://www.town.kiyama.lg.jp/>

(2)(1)を踏まえた上で、ソーシャルメディア上で届いた利用者からのコメントやチャット等に対して、管理者は必要に応じて返信を行うことができる。ただし、全てのコメント等に対して返信を行うものではない。

(3)コメント等に返信を行う場合の手順は、5.(3)発信手順に準じるものとする。

## 8. 免責事項

(1)基山町は、掲載した情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではない。

(2)基山町は、利用者が掲載情報を利用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。

(3)基山町は、利用者間または利用者と第三者の間のトラブルについて、一切の責任を負わない。

(4)基山町は、利用者により投稿されたコメント等について、一切の責任を負わない。

(5)その他、基山町は、本町公式ソーシャルメディアに関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

(6)基山町は、予告なくソーシャルメディアの運用方法の変更や見直し、または運用の中止を行うことがある。

## 9. 禁止事項

本町公式ソーシャルメディア上では、以下に該当する、または該当する恐れがある行為を禁止する。

(1)法律や法令等に違反する内容、または違反する恐れがある行為

(2)特定の個人・団体等を誹謗中傷する行為

(3)社会的身分、門地、思想、信条、居住、職業、性別等で差別し、または差別を助長する行為

(4)政治活動、宗教活動と認められる行為

(5)反社会的勢力に関係すると認められる行為

(6)広告、宣伝、勧誘など、営利を目的とする行為

(7)肖像権、著作権、商標権など、町または第三者の知的財産権を侵害する行為

(8)虚偽や事実と異なる内容、単なる風評などを発信する行為

(9)本人の承諾なく個人情報をも特定、開示、漏えいするなど、プライバシーを害する行為

(10)有害なプログラムなどを含む内容を投稿する行為

(11)町が発信する内容の一部または全部を改変する内容や、町が発信する内容に関係ない内容を投稿する行為

(12)各ソーシャルメディアの利用規約に反する行為

(13)公の秩序または善良の風俗に反する行為

(14)その他、町が不適切と判断した行為

なお、上記の禁止行為が行われた場合、町は投稿の一部または全部を断りなく削除することができるものとする。

#### 10. 個人情報の取り扱い

(1)基山町公式アカウントに対するフォローや「いいね」、コメントの投稿などにより公開される個人情報等は、利用者が各ソーシャルメディアの利用規約に基づいて公開を承認したものとみなす。

(2)町が得た利用者の個人情報は、基山町個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、適切に管理する。

この運用方針は、令和5年11月28日から適用する。